

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定によつて、次の土地改良事業の施行を平成二十一年三月十一日同意した。

なお、この同意について不服がある者は、同意があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として、この同意の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成二十一年三月十九日

広島県福山地域事務所長 篠 原 卓 志

事業主体	地 区 名	事 業 名
福山市 泰砂子		
	ため池等整備事業	